

## 豊田市自動体外式除細動器（A E D）貸出要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、健康政策課及び健康づくり応援課に配置した自動体外式除細動器（以下、「貸出用A E D」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定め、本市で開催される催事又は行事等（以下「催事等」という。）に参加する者の迅速な救命活動に備えるとともに、安全の確保を図ることを目的とする。

### （貸出しの対象）

第2条 貸出用A E Dは、次の各号のいずれかに該当する場合に貸出しを行うものとする。ただし、いずれの場合においても、利用場所は原則として豊田市内とする。

- （1）市の施設に配置されているA E Dが、故障等により一時的に使用できなくなり、代替用として備える場合
- （2）市等が主催（共催を含む。）する催事等
- （3）市等が後援する催事又は行事等
- （4）市民が10名以上集まり、豊田市職員が市の業務として参加する営利を目的としない催事等
- （5）市民が10名以上集まり、豊田市職員が市の業務として参加しない営利を目的としない催事等
- （6）市民が10名以上集まる催事等
- （7）その他市長が認めた場合

### （貸出しの申請）

第3条 貸出用A E Dの貸出しを受けようとするものは、原則として貸出希望日の1か月前の日までにA E D（自動体外式除細動器）借用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### （貸出しの期間）

第4条 貸出用A E Dの貸出期間は、1回の申請につき7日以内（ただし、第2条第1号により貸出しを行う場合の貸出期間は、この規定にかかわらず、当該施設に配置されているA E Dが使用できる状態になるまでとする。）とする。ただし、市長が特別な事由があると認める場合は、この限りではない。なお、貸出期間の算定においては、閉庁日を含む。

（貸出しの決定）

第5条 市長は、第3条による借用申請書が提出された場合、これを審査し、貸出しの可否を決定し、使用予定日の概ね2週間前までに当該申請者に通知する。

（貸出期間が重複する場合の貸出しの決定）

第6条 貸出希望日の1か月前の日までに提出された借用申請書について、貸出し希望期間が重複する場合は、市長は第2条の各号の順序に従い、貸出先を決定するものとする。なお、同順位に複数の申請がある場合は、先着順で決定する。

（運搬及び維持管理）

第7条 貸出期間中における貸出用AEDの運搬及び維持管理に要する経費は、借受者の負担とする。ただし、貸出期間中、貸出用AEDを傷病者に対して使用した際に、附属品のパッドを使用した場合、新しいパッドへの更新は、貸出用AEDの返却後、速やかに、市長の責任及び負担において行う。

（借受者の責務）

第8条 借受者は貸出用AEDを返還するまでの間において、善良なる管理者の注意を持って管理するほか、貸出用AEDの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- （1）貸出用AEDは取扱説明書により適切に使用すること
- （2）貸出用AEDを目的外に使用しないこと
- （3）貸出用AEDを処分、転貸し、又は譲渡しないこと

（返却）

第9条 借受者は、返却予定日までに貸出し用AEDを借り受けた健康政策課又は健康づくり応援課（足助支所内）へ来庁し、点検・確認を受けた後、返却するものとする。

2 借受者は、AED（自動体外式除細動器）使用実績報告書（様式第2号）を返却時に提出するものとする。

（損害賠償）

第10条 貸出期間中に貸出用AEDに起因する事故は、市の責に帰す

る事由を除き、借受者がその責任を負わなければならない。

- 2 借受者が、故意又は過失により貸出用 A E D を亡失し、又は破損させた場合には、原状回復又は市長が相当と認める金額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(返還)

第 11 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、借受者から貸出用 A E D を返還させることができる。

- (1) 借受者が貸出用 A E D を使用しなくなったとき。  
(2) 市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成 19 年 2 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。